



# シルガード®9は、 9歳以上15歳未満の女性において 2回接種が可能となりました

※：9歳以上15歳未満の女性は、初回接種から6～12カ月の間隔を置いた合計2回の接種とすることができます。

## 9価HPVワクチン(シルガード®9)と4価HPVワクチン(ガーダシル®)の 接種回数と接種間隔

|    | 年齢        | 9価HPVワクチン |           | 4価HPVワクチン |          |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
|    |           | 接種回数      | 接種間隔      | 接種回数      | 接種間隔     |
| 女性 | 9歳以上15歳未満 | 3回        | 初回、2、6カ月  | 3回        | 初回、2、6カ月 |
|    |           | 2回        | 初回、6～12カ月 |           |          |
|    | 15歳以上     | 3回        | 初回、2、6カ月  | 3回        | 初回、2、6カ月 |
| 男性 | 9歳以上      | 適応外       |           | 3回        | 初回、2、6カ月 |

シルガード®9の用法及び用量は以下のとおりです。

**6. 用法及び用量**  
 9歳以上の女性に、1回0.5mLを合計3回、筋肉内に注射する。通常、2回目は初回接種の2カ月後、3回目は6カ月後に同様の用法で接種する。  
 9歳以上15歳未満の女性は、初回接種から6～12カ月の間隔を置いた合計2回の接種とすることができます。

### ウイルスワクチン類

薬価基準未収載(保険給付対象外)

劇薬 処方箋医薬品(注意—医師等の処方箋により使用すること) 生物学的製剤基準

**シルガード®9** 水性懸濁筋注シリンジ  
**SILGARD®9** | 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)

2. 接種不適当者(予防接種を受けることが適当でない者)
- 2.1 明らかな発熱を呈している者
  - 2.2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - 2.3 本剤の成分に対して過敏症を呈したことがあることが明らかな者
  - 2.4 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

